

添付法令資料 3 :

私的電子システム運営者に関する 2020 年 11 月 16 日付インドネシア共和国  
通信情報大臣規則 No.5 (目次)  
同月 24 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 私的電子システム運営者の登録
  - 第 1 節 私的電子システム運営者の登録 (第 2 条ないし第 5 条)
  - 第 2 節 登録証の発行 (第 6 条)
  - 第 3 節 行政制裁の賦課及び正常化 (第 7 条及び第 8 条)
- 第 3 章 電子情報及び／又は電子文書のガバナンス及びモデレーション
  - 第 1 節 通則 (第 9 条)
  - 第 2 節 ユーザー生成コンテンツ型私的電子システム運営者の義務 (第 10 条及び第 11 条)
  - 第 3 節 クラウドコンピューティング運営者の義務 (第 12 条)
- 第 4 章 禁止されている電子情報及び／又は電子文書へのアクセス終了申請
  - 第 1 節 通則 (第 13 条及び第 14 条)
  - 第 2 節 民間によるアクセス終了申請 (第 15 条)
  - 第 3 節 省又は機関、法執行機関及び司法機関によるアクセス終了申請 (第 16 条及び第 17 条)
  - 第 4 節 インターネット接続サービス運営者 (インターネットサービスプロバイダ) の役割 (第 18 条及び第 19 条)
  - 第 5 節 正常化 (第 20 条)
- 第 5 章 監督及び刑法執行の必要のための電子システム及び／又は電子データへのアクセス付与
  - 第 1 節 通則 (第 21 条)
  - 第 2 節 監督の必要のための電子システム及び／又は電子データへのアクセス付与手続 (第 22 条ないし第 31 条)
  - 第 3 節 刑法執行の必要のための電子システム及び／又は電子データへのアクセス付与 (第 32 条ないし第 42 条)
  - 第 4 節 監督及び刑法執行の必要のための電子システム及び／又は電子データへのアクセス履歴 (第 43 条及び第 44 条)
  - 第 5 節 行政制裁の賦課 (第 45 条及び第 46 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 47 条)
- 第 7 章 終則 (第 48 条及び第 49 条)